○　以下の方は本届出書を提出して下さい。

携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記１の⑴の**合計金額が 100 万円(*)相当額を超える**方、又は下記１の⑵の合計重量が１キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本届出書を提出してください。**＊ 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円**

○　本届出書の記入に当たっては、裏面の記入要領等を御参照下さい。

別紙様式第四（外国為替及び外国貿易法に基づく届出用）

根拠法規：外国為替に関する省令
主務官庁：財務省

支払手段等の携帯 □ 輸出 □ 輸入 届出書

税関長 殿

届出年月日	年　月　日

届出者		
	氏名（漢字）	
	（ﾛｰﾏ字）	
	住所	
	生年月日	
	国籍	
	旅券番号	

以下のとおり届出します。

1　輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等

⑴ 支払手段又は証券

□　現　金（原通貨で記入）＿＿＿＿＿＿

□　小切手（旅行小切手を含む。）＿＿＿＿＿＿

□　約束手形＿＿＿＿＿＿

□　証　券（有価証券に限る。）＿＿＿＿＿＿

合計金額（100 万円(*)未満切捨て）＿＿＿＿＿＿万円

＊　北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円

⑵ □　貴金属（金の地金で純度 90%以上のものに限る。）

合計重量（１ｷﾛｸﾞﾗﾑ未満切捨て）＿＿＿＿＿＿ｷﾛｸﾞﾗﾑ

2　仕向地（又は積出地）の名称

□　輸出しようとする場合［搭乗機(船舶)名：　　］

［降機(船)地名：　　］

□　輸入しようとする場合［搭乗機(船舶)名：　　］

［乗機(船)地名：　　］

3　輸出（又は輸入）の実行の日　□　届出の日

□　届出の日の翌日

署　名

税関記入欄	
届出受理年月日	

（裏面）

［ 記入要領 ］

1　様式中の□の該当欄にチェックをして下さい。
2　氏名は楷書で丁寧に御記入下さい。
3　支払手段又は証券の金額は、以下のようにして下さい。
⑴　支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額
⑵　証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第２条第１項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、届出しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額
⑶　現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の欄は原通貨又は表示通貨で記入して下さい。
　なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入して下さい。
⑷　合計金額は、100 万円未満を切り捨てた上で、記入して下さい。**＊ 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円**
⑸　外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第１条に規定する外国為替相場を用いて下さい。
4　貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入して下さい。
5　「３　輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「届出の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本届出書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。
6　作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ね下さい。

（その他の事項）

［ 留意事項 ］

携帯して、100 万円相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は１キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第１９条第３項の規定に基づき、この様式による届出書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に届け出る必要があります（届出をしないで又は虚偽の届出をして輸出又は輸入をした場合には同法違反として罰則が科されることがあります。）。**＊ 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円**

（備考）
本届出書は、外国語により作成して差し支えない。